

## 4 学校給食費

### (1) 学校給食費の法的根拠

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳については、下表のとおりである。

なお、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

区分	経費区分	負担区分	法的根拠	内訳	備考
学校給食に要する経費	食材料費	保護者※1	学校給食法※3 第11条第2項	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」という 設置者負担が望ましい
	光熱水費	保護者又は設置者※2		調理、手洗い等に要する費用	
	施設設備費	設置者	学校給食法 第11条第1項	学校給食実施のための施設設備費	管理運営に要する経費
	修繕費		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条2号	学校給食施設設備の修繕費	
人件費	学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条1号		学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費等		

※1 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者  
夜間課程を置く高等学校における学校給食の場合は、生徒

※2 「学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針について」(昭和48年6月文部省体育局)において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

※3 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律においては第5条  
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律においては第5条

### (2) 学校給食費の算定

#### ア 学校給食費の設定に当たっての要素

適正な学校給食費の設定に当たっては、年間、あるいは、年度間を見通して一定の額を定めることが、学校給食の計画並びに保護者の経費支出の面などから最も望ましいが、社会情勢の変動などにより物価が大きく左右されることもあるので、学期単位による学校給食費の決定、あるいは物価の変動によるスライド制を採用することもある。

#### イ 適正な学校給食費の算出に必要な内容

- (ア) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の学校給食摂取基準(25、26ページ参照)
- (イ) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の食品構成表(30ページ参照)
- (ウ) 食品の廃棄率
- (エ) 前年度に使用した食品の品目、数量及び使用頻度の実態
- (オ) 前年度に使用した各食品別又は食品群別の年間平均購入価格及び過去数年間における食

料費上昇率の推移

- (カ) 食事内容の充実、特に質及び分量の向上の配慮
- (キ) 行事食等の考慮
- (ク) 地場産物・有機農産物等の考慮
- (ケ) 年間学校給食実施予定回数
- (コ) 学校給食用食品購入の方法、地域の食生活の実態等

#### ウ 学校給食費算出の手順

##### (ア) 1人1回当たりの食品群別の予定使用量の算出

前年度1年間の実施献立について、年間に使用した食品群別の正味使用量を、年間給食回数で割ったものに廃棄率を勘案し、1人1回当たりの食品群別の予定使用量を算出する。ただし、市町村・学校における学校給食摂取基準及び食品構成表に基づき、栄養管理や食事内容において問題があった場合は補正する。

廃棄率については、大量調理においては「日本食品標準成分表」（文部科学省）に記載されている数値と異なるものもあることから、調理場での実態を把握する。

##### (イ) 当該年度における年間必要額の算出

次の主食・牛乳・おかずの価格を合計して1食分の予想価格を算出する。これに年間給食日数をかけ、年間必要額を算出する。

###### a 主食

年間の米飯・パン・めん回数と供給金額から、主食としての1人1回当たりの平均金額を算出する。

###### b 牛乳

愛知県教育委員会から通知される愛知県農林水産局長決定の保護者負担額とする。

###### c おかず

(ア)で算出した1人1回当たりの食品群別の予定使用量に、1g単価（前年度の実績）を乗じ、消費者物価指数（総務省）、食品価格動向調査（農林水産省）を勘案して予想価格を算出する。

##### (ウ) 食事内容の向上、地場産物の活用等の実施に係る金額の算出

行事食や選択給食、食物アレルギー対応など食事内容の向上、地場産物や有機農産物の活用等を前年度と比較して、実施する際に必要となる金額を算出する。

##### (エ) 月額又は1人1回当たりの学校給食費の算出

(イ)で得た年間必要額に(ウ)の金額を加えて年間の学校給食費を算出する。これを月又は給食実施回数で割ると、平均月額給食費又は1人1回当たりの学校給食費が算出される。

### (3) 学校給食費の会計管理

学校給食費は、私会計（校長又は共同調理場長の責任で管理し、徴収・支払いをする方法）と公会計（自治体が学校給食費の歳入予算・歳出予算計上し、議会の承認を得たうえで、自治体が徴収・管理する方法）がある。どちらの方法をとるかは、自治体の実情に応じて自治体の判断に任されているが、文部科学省では「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（令和元年7月31日文部科学省）及び「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」（令和5年8月31日5文科初1043号）により学校給食費公会計化の推進を図っている。

私会計の場合は、学校給食費会計については、PTA会費会計、教材費会計等の私会計部門とは明確に区別して、独立した会計として処理し、毎年度計画的に事業運営が行われるように適切な予算編成、執行に留意する。

いずれの方法でも学校給食費は全て幼児児童生徒に学校給食として還元する必要があるため、予算の執行に当たっては、年度末に多額の余剰金が生じたり、不足によって学校給食の運営に支障をきたしたりすることがないように、十分注意する。

なお、学校給食費の無償化については、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で、学校給食費を自治体が独自に負担することは法令に抵触するものでないとされ、学校給食費の無償化の実現に向けて実態調査を行い、課題の整理と具体的方策を検討するとの方向性が示された。その後、「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（令和7年12月19日文科科学省・総務省・財務省）等に基づき、学校給食費の抜本的な負担軽減に向けて検討されている。

#### (4) 学校給食費の徴収・未納等対応

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で重要な役割を担っており、また、学校における食育を推進していくためには、学校給食の充実を図る必要がある。学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材費等について適切に負担していただくことが不可欠である。学校給食費を無償化するなど、学校給食費を公費で負担したり、補助を講じたりしている自治体もあるが学校給食費の徴収業務を行う場合は、学校給食の各実施者において、納入義務者である保護者の理解と協力を得ながら行う。

##### ア 徴収方法の検討

公会計では、学校給食費は自治体の歳入として取り扱われ、その徴収に係る法令に基づいて適切に実施する必要がある。徴収の方法としては、大きく①口座振替による徴収、②納付書による徴収、③私人への徴収委託、④指定代理納付者による納付、⑤児童手当からの申出徴収（天引き）、⑥生活保護や就学援助の現物給付の六つの方法がある。

私会計では、学校給食費は各学校が幼児児童生徒の保護者から徴収し、校長（共同調理場長）が管理し、必要に応じて業者等に支払う。この場合、学校及び共同調理場においては、金融機関に口座を設けて、収入・支出が行われることが一般的である。

##### イ 未納等対応の検討

学校給食の未納は、納付した保護者と未納の保護者との間で負担の公平性を欠くこととなる。未納等対応を行う際には、債権管理に関する知見を要するため、あらかじめ未納等対応の方法を検討し、整理しておく。

公会計化した自治体では、学校給食費の債権は、地方自治法の債権として取り扱われ、未納があった場合には、地方自治法及び地方自治法施行令における債権の取り扱いの規定に従って、適切に対応する。

私会計では、各学校が学校給食費の徴収・管理業務を行う。校長は、未納等対応について、学級担任等に過度の負担がかからないよう、学校全体としての取組体制を整えるとともに、学校給食実施者は、各学校の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努める。

## ウ 留意事項

(7) 「学校給食費の徴収状況に関する調査について」(平成19年1月24日文科科学省スポーツ・青少年局長通知)より抜粋

① 学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知について

学校等は、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるなど、学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分に認識していただくとともに、学校給食は保護者が負担する学校給食費によって成り立っているため、一部の保護者が学校給食費を未納にすることによって、他者に負担が発生することなどを保護者に周知し、理解と協力を求める。

② 生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用について

学校給食実施者等は、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、これらの給付による学校給食費相当額については、必要に応じて校長に交付することも一つの有効な方法と考えられることを踏まえて対応する。

また、各地方公共団体は、就学援助事業の充実に努める。

(4) 「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」(平成5年8月31日文科科学省初等中等教育局長通知)より抜粋

① 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に当たっての留意事項について

学校給食費の無償化を実施している自治体においては、学校給食費の徴収は行われな一方、業者に対する食材費の支払いが必要となるが、その際にも、管理の効率化や透明性の確保の観点から、自治体から業者に対して直接支払うなど、適切な方法で行う。

## エ 児童手当からの徴収

児童手当法における、保護者等の同意を得て児童手当から給食費等について納付できる、いわゆる天引きの仕組みを導入するに当たっては、学校給食担当課と児童手当担当課との連携を十分に図りながら、事務を進めていく必要がある。

## オ 法的措置例

法的手続	支払督促 (民事訴訟法第 382 条)	少額訴訟 (民事訴訟法第 368 条)
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易裁判所に申し立てすれば、書面審査だけで裁判所から債務者に支払督促が送達される。</li> <li>・金額、回数に制限はない。</li> <li>・審理のため裁判所に出頭する必要はない。</li> <li>・債務者の異議申立てがなければ、仮執行宣言の申立てをし、その支払督促に異議申立てがなければ、支払督促が確定(判決と同一)し強制執行が可能となる。</li> <li>・異議申立てがあれば、通常訴訟に移行する。</li> <li>・住所不明者への申立てはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易裁判所に訴状を提出することにより訴えを提起する。</li> <li>・60万円以下の金銭の支払を求める訴えに限られる。</li> <li>・同一の簡易裁判所は年10回までしかできない。</li> <li>・原則として1回(1日)で審理を終えるため、その日までに十分な事前準備をする必要がある。</li> <li>・判決に対しては、控訴できない。</li> </ul>